



◆発行所 秋田県北秋田郡鷹巣町役場
☎ (01866) 2-1111

◆編集 総務課秘書係

◆発行部数 6,450部

◆毎月1日・15日発行

◆頒価10円◆郵便番号018-33

◆印刷所 (株)秋北新聞社



愛の血液助け合い運動

7月1日

7月31日

7月のこよみ

- 1日 交通安全の日
 - 食品衛生の日
 - 国民安全の日
 - 社会を明るくする運動 (~31日)
 - 夏の防犯運動 (~8月30日)
 - 農作業安全運動 (~11月30日)
 - 愛の血液助け合い運動 (~31日)
 - 8日 献血車来町
 - 10日 防火の日
 - 19日 家庭の日、清掃一斉日
 - 23日 第1回全日本大学選抜相撲秋田大会(場所 鷹巣農林高校)
- 今月の納税…固定資産税第2期、国保税第2期

「愛の血液助け合い運動」が、七月一日から、一カ月間、厚生省、各都道府県、日本赤十字社主催のもとに、全国的に実施されます。

血液は、人間の生命を支えている大切なものです。現代の社会では、交通事故や外科手術など、大量の血液を必要とすることが、ますます多くなっていますが、献血によって、あなたの健康な血液で、たくさんの人を救うことができるのです。

町の本年度の献血目標は、二百CCで、五百二十本です。

積極的に献血に協力しましょう。

▼献血メモ：献血車「あかつき号」来町日、毎月第二水曜日(七月は八日午後一時三十分から午後三時鷹巣保健所)です。

健康なときに
あなたの血液を

No.199

45

7/1

国保特集

2・3ページ



集団検診も国保事業のひとつ

保険給付の状況



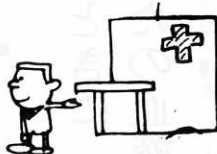
被保険者の皆さんが、お医者さんにかかった際、一部負担金として、お医者さんの窓口で3割を支払い、残りの7割は役場で支払っております。

昭和41年に7割給付が始まってから、急激に利用され、年年受診者が、平均約25%伸びており、本年2月から大幅な医療点数の改正により、引き上げが行なわれ、45年度分は、過去の実績から推計した増加率を見ると、約28%の伸びとなる反面、保険制度を理解して大いに利用されております。従って、これに見合う保険税を、皆様のご負担にたよらなければならぬ結果となりました。

療養給付費保険者負担額の推移



任意給付



○助産給付……子供が生まれたとき 2,000円支給されますが、今年の9月から、10,000円に増額支給されます。

○葬祭給付……加入者が死亡したとき 2,000円が支給されます。

交通事故



◎事故が発生したときは、いそいで役場保険係へ電話等で届出すること

国保に加入している者が、交通事故でケガをした場合、一時保険証を使用しても、その医療費は後日町が、加害者に全額返納してもらうことになります。

◎交通事故による治療費は、全額加害者が支払わなければならないものであり、国保が一時たてかえて支払った医療費の請求権利(法律第64条)は、被害者に代って鷹巣町長が取得します。

◎国保に加入している者でも、加害者である場合は、保険給付ができません。

◎届出前に示談をしてしまわないこと。

(加害者でなく被害者自身が、医療費を返納しなければならないこともあります。)

国民健康保険

の手続き



下記のようなことがありましたら、世帯主の方は必ず14日以内に手続きをしてください。

	こんな場合は手続きを	手続きに必要なもの
入る場合	転入したとき、勤務先の健康保険をやめたとき	印鑑、米穀通帳
	子どもが生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子手帳
やめる場合	転出のとき	印鑑、米穀通帳、保護廃止通知書
	勤務先の健康保険に加入したとき	印鑑、被保険者証
	死亡したとき	印鑑、被保険者証、死亡診断書または死亡証明書
	生活保護が開始されたとき	印鑑、被保険者証、保護決定通知書
町内で住所が変わったとき	加入者の氏名が変わったとき	印鑑、被保険者証
	世帯主が変わったとき	
	世帯の合併、分離のとき	
	被保険者証をなくしたとき	印鑑
	子弟が就学で他の市町村に転出するため別の被保険者証が必要とき	印鑑
	出かせぎなど長期間他府県などに行くため別の被保険者証が必要とき	印鑑

昭和45年度 国民健康保険のしくみ



楽しい家庭は健康な生活から

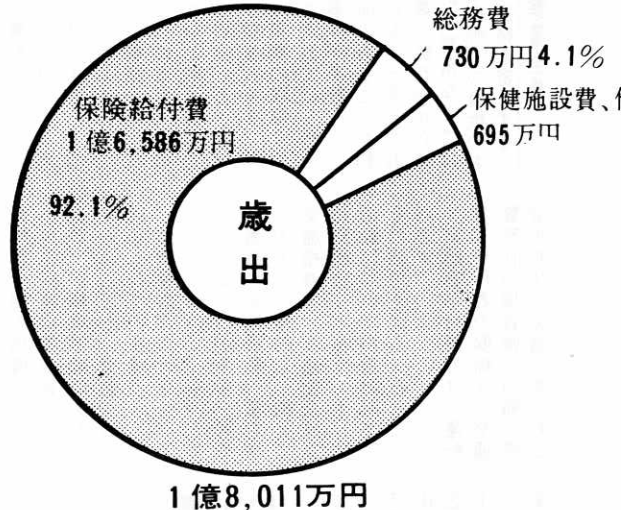


鷹巣町の国民健康保険も、みなさんのご協力により、順調に運営しております。家族の7割給付も昭和41年1月より開始したため、早く診療をうけ、早く治すことに大変役立っております。

しかし、一方では医師にかかる回数も多くなり、医療費は急激に増加しております。昭和45年度は、国の補助金も増額されておりますが、限度があるので、不足は保険税にたよらざるを得ないことになります。

保険税の完納につきましては、何分のご協力をお願いします。

歳出	保険給付費	世帯平均約	44,400円
	総務費	" "	約 1,950円
	保健施設費	" "	約 1,860円



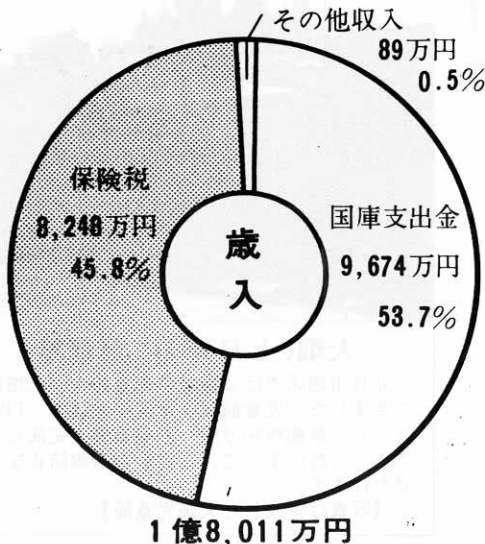
予 算



国保は、特別会計で独立採算するようになっております。昭和45年度の子算は、1億8,411万4千円で、このうちみなさんの医療費は、総体の92%にあたります。

◎昭和45年度国保歳入歳出特別会計予算 療養給付費の増嵩で、予算1億84万円余

歳入	保険税	世帯平均約	21,000円
	国庫支出金	" "	約25,900円



◎療養給付費（お医者さんに支払う分）が、一世帯で400万円の家帯もあります

44年度中に、役場で支払った一人分の最高額は約400万円の方がおります。（保険税の最高は、年額一世帯5万円までです。）

鷹巣町では、年間100万円以上の医療費のかかっている国保の世帯が、10世帯以上もありますが、一世帯平均年額35,000円かかっております。

◎職員の人件費

一般事務職員は、全額国庫負担金でまかなわれており保健婦の場合は補助です。

◎療養給付費は、一世帯当り保険税の約2倍です。



毎月1回は血圧測定をしましょう

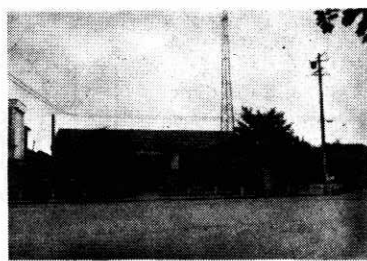
犯罪のない町づくりを

鷹巣警察で世論調査

鷹巣警察署では、鷹巣町における防犯諸活動、犯罪者の検挙、少年非行の防止および交通事故などから町民を守ることを任務として警察の仕事に、町民の意見、希望をできるだけとり入れるため、管内五百世帯に対して世論調査を実施し、四百八十八人からの回答を得てその結果を発表しました。

設問は二十二項目で警務四、捜査三、防犯三、少年二、外勤四、交通五、総括一となつています。

警察官の仕事ぶりにの設問では、熱心だが百九十二人で四十二・三%、あなたの感じでは鷹巣の警察官は親しみやすい感じがしますか、それとも親しみにく



感じがしますかには親しみやすい百八十四人で三十九%。警察官の服装や身だしなみがきちんとして気持ちよがよいが三百五十六人で七十六・一%。窓口事務は親切で処理も早く良好であるが百六十六人で三十五・四%、しかし、もっと早く処理してほしいが百十四人で二十四・三%もある。これに対して窓口事務改善は本年中に庁舎新築することになってるので意見はいいかし、利用しやすい窓口にしたいといっている。犯罪捜査などで警察官から何かを聞かれたり、協力を求められた場合は、すすんで協力したいが二百八十二人で六十・三%。警察活動が住民の協力なしには有効な活動ができないという性質をもっている以上、もっと住民の協力が望まれます。防犯活動では犯罪の取締りでもっと力を入れてほしいものに暴力事件が半数近く、防犯連絡所のあることが約半数が判らないと答えており、警察署、駐在所から遠隔地にある部落などでは「防犯連絡所」の看板がある場所と連絡を密にするこ

鷹巣警察署全景

とが望まれます。

また、どんな小さい「小暴力」「めいわく行為」でも一〇番を使って通報しを徹底したい。風俗営業については、全体の約九十%が批判的であり、子どもの教育上とか町の風俗を守る上からも、よく指導取締りをするともに、営業許可について厳重にしてい

たいが五十一・一%と強い要望があり、これらに対して警察所では、業者に「自主点検カード」を配布して自主規正を強化するなど、指導体制を整えることにしています。少年の非行防止対策として望まれるは、やはり家庭・学校・職場における指導で四十二・二%となつています。なお、鷹巣警察署に婦人指導員(二名)と少年保護育成委員(二十五名)が補導活動にあつていることが、半数の人々に知られて

外勤警察官の行なうパトロールについて、もっと多くしてほしいが多く、署では署員の街頭活動の量を増やす方向で検討し、加えて交通指導隊、交通安全協会防犯組合などボランティア活動について再検討して、その強化を図ることにしています。

交通安全対策では、運転者、歩行者の取締り、交通警察官の増員強化の順に要望があり、交通三悪である

無免許、酒酔運転、スピードの出し過ぎなどもっとも厳しく取締してほしいとい

う声が多分です。

総括として鷹巣の警察になにをもっと強く望むかについては①暴力団、不良の取締り二十九・一%②交通指導、取締り十六・八%③一般犯罪の検挙十四・七%④パトロールの強化十三・四%⑤少年の補導十・八%⑥防犯活動の強化八・九%⑦料理店などの取締り一・四%となつて

中小企業設備

貸与のご案内



大畑(七日市)に児童館

七日市地区では2番目の児童館が、大畑部にできました。児童館は、木造平屋建てで、135万円(うち、県補助30万円)の事業費で完成したものです。これによって、子どもの事故防止などに役立ちます。

【写真は完成した大畑児童館】



香典返し

六月二十四日舟場(沢口)中島サグさんから亡叔父宮腰広吉さんの香典返しに、一〇、〇〇〇円を町社会福祉協議会へ寄せられました。ご芳志に深く感謝いたします。

中小企業の生産設備の改善と近代化を促進するため「中小企業設備貸与制度」があります。くわしいことは町役場商工観光課にお問い合わせください。

▽対象

①商業、建設業、サービス業以外の業種で設備近代化資金の融資対象指定業種

②常時従事員数が二十人以上の企業

③県内に事業所を有し、引続き一年以上事業を営んでいること。

▽貸与の期間

六ヶ月間の据置期間を含めて四年六ヶ月

▽貸与損料

元金の残高に年五分の割合で計算した金額

▽保証金

設備価格の一〇%(完済した時に返済する)

町長面会日

7月7日, 21日

(受付 午前9時~正午)

総務課秘書係で受け付けています。お気軽においでください。